京都府がん患者等生殖機能温存療法等助成事業に係る原疾患治療証明書

下記受療者について、下記のとおり生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療を実施した(もしくは実施予定である)こと、及び生殖機能温存療法を実施することに伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められたため、受療者(未成年の場合はできる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人)の同意の上で、生殖機能温存療法実施医療機関に紹介を行ったことを証明します。

	左	F		月	日							
						- 医療機関	の所在地					
							の名称					
						診療科						
							療主治医氏名					
						以 次忠力	尔土 加区氏在				(古里)	
11 5 	ふり	がた	I								(自署)	
生殖機能 温存療			╂—-									
法を受	氏	名										
けた(受 ける)者		月日 別等			年	月		日生		男・	女	
治療方法	原疾											
	原疾	患名	(X	1)		`	左記の診断	日	_		_	
							 診断医療機	- 関タ	年	月	日	
						J)
	原疾患に対する治療のうち、事業の対象となる治療											
	事業の対象となる治療として該当するものに〇を付けてください。											
	٦	٦	1	الرارا	見・AYA世代	がん患者の)妊孕性温存	に関する診	療ガイト	・ ライン」	(一般社団	且法
	L											
	(①の場合は以下も確認すること)□ 具体的な治療内容について、様式第5-2号にチェックを付け、添付済み											
	[] ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患:乳がん(ホルモン療法)等										モン	
	ί)	3	(フラ	ァンコニ貧」	血等)、原	る非がん疾患:再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群 発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌 ウイルス感染症等					
	()	④ アルキル化剤が投与される非がん疾患:全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、 多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等									炎、
					疾患治療を 始予定日			年		月	日	
生殖機能温存療法実施医療機関名							()
京都府がん患者等生殖機能温存療法等助成事業 (生殖機能温存療法分)の申請回数 (いずれかの番号に〇を付けてください) 生殖機能温存療法を実施するまでに行われたがん治療							2 2 回 (1 回 3 2 回 (1 回 →都道 4 上記	目の申請 目の申請 目の申請請 目の申請請 目の申名 にずれにずれにも	他の都道	道府県) }	長治療の証明	月のみ
1 生殖機	幾能温 幾能温	存療	法を	実施す	る前にがん	治療を行っ	ていない。	による生殖	機能への)影響は少	〉ないと判断	fした。